

議案第62号

葛飾区文化会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

京成高架下駐車場を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区文化会館条例の一部を改正する条例

葛飾区文化会館条例（平成3年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第18条関係）

名称	限度額（20分につき）
文化会館地下駐車場	100円
文化会館南側駐車場	100円

備考 駐車時間20分までは、無料とする。

付 則

この条例は、平成27年2月1日から施行する。